

平成31年度(2019年度)第74回国民体育大会競技役員等養成事業実施要領

平成31年(2019年)4月1日制定
いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会
実行委員会

第1 趣旨

この要領は、平成31年度(2019年度)第74回国民体育大会競技役員等養成事業補助金交付要項（以下「交付要項」という。）第2条別表及び第16条の規定に基づき、必要な事項に関して定めるものとする。

第2 実施主体

補助金交付の対象となる事業の実施主体は、第74回国民体育大会の正式競技（冬季競技を除く。）及び特別競技の県内競技団体（以下「競技団体」という。）とする。

第3 補助金交付の対象となる事業

補助金交付の対象となる事業は、交付要項に定められた次の事業とする。

1 中央講習会等派遣事業

審判員・要資格運営員の資格の取得及び同資格の維持並びに審判資質の向上を図るため、第74回国民体育大会に審判員、運営員及び競技補助員（以下「競技役員等」という。）として従事する者のうち競技団体が必要と認めた者を、中央（ブロック）競技団体が主催する講習会・審査会や全国（ブロック）大会等へ派遣する事業

① 派遣期日

4月1日から第74回国民体育大会の競技会開催前までの間に派遣するものとする。

② 派遣回数

補助の対象となる派遣回数は、原則として派遣者1人あたり年1回を上限とする。

③ 派遣日数

補助の対象となる派遣日数は、原則として2泊3日以内とする。

④ 派遣対象者及び派遣者数

ア 派遣対象者は、第74回国民体育大会に競技役員等として従事する者のうち、競技団体が派遣する必要があると認めた者とする。

イ 派遣者数は、原則として第74回国民体育大会審判員・要資格運営員養成計画に定められた人数を上限とする。

2 県内講習会等開催事業

審判員・要資格運営員の資格の取得及び同資格の維持並びに審判資質の向上を図るため、中央（ブロック又は県内）から講師を招き、第74回国民体育大会に競技役員等として従事する者のうち、競技団体が必要と認めた者を対象とした講習会等を開催する事業

① 開催期日

4月1日から第74回国民体育大会の競技会開催前までの間に実施するものとする。

② 開催回数

補助の対象となる開催回数は、年2回を限度とし、次のとおりとする。

ア 県外講師による県内講習会等は、原則として年1回を限度とする。

イ 県内講師による県内講習会等は、原則として年1回を限度とする。

③ 開催日数

補助の対象となる開催日数は、原則として当該講習会等の実施要項等に記載の期間とする。

④ 講師，受講対象者及び受講人数等

ア 講師は原則として中央競技団体が定める審判資格等を有する者1人とする。

イ 受講対象者は、第74回国民体育大会に競技役員等として従事する者のうち、競技団体が必要と認めた者とし、原則として第74回国民体育大会審判員・要資格運営員養成計画に定められた人数を上限とする。

第4 補助対象経費及び補助金の額等

補助対象経費及び補助金の額等は、次のとおりとする。

1 中央講習会等派遣事業

補助対象経費		補助金の額	備考
		講習会等へ派遣するために必要な経費の実費のうち、それぞれの定めるところによる。	
旅 費	受講者交通費 受講者宿泊費	<p>▼交通費</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関使用の場合 鉄道，バス等の実費 個人車両使用の場合 24円/km <p>▼高速道路使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人車両使用の場合の高速道路使用料の実費 <p>▼宿泊費</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲地：1人1泊10,900円を上限とする実費 乙地：1人1泊9,800円を上限とする実費 	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間は2泊3日（年1回）を上限とする。 受講者交通費の積算の起点（出発地）は自宅とする。 主催者等から旅費が支給される場合は、その額を減じた額を限度とする。 特急列車乗車区間が片道100km未満の特急料金及び急行列車乗車区間が片道50km未満の急行料金は対象外とする。 タクシー料金は対象外とする。 個人車両を使用した場合における行程に1km未満の端数が生じたときは端数を切り捨てる。 食事代が宿泊費とは別明細の場合は、宿泊施設が発行する領収書のみ認める。
役務費	傷害保険料	<p>▼傷害保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> 講習会1回あたり，1人300円を上限とする実費 	<ul style="list-style-type: none"> 傷害保険に競技団体に既に加入している場合は対象外とする。補助対象とする傷害保険は、実施事業ごとに完結するものに限る。 受講料，受験料，登録料，認定料等は対象外とする。
その他		<ul style="list-style-type: none"> 会長が特に必要と認めたもの。 	

注1) 自家用車利用（乗り合わせ：同乗）の場合の対象者は、運転者（所有者）とする。

2 県内講習会等開催事業

補助対象経費		補助金の額	備 考
		講習会等を開催するために必要な経費の実費のうち、それぞれの定めるところによる。	
報償費	講師謝金	<p>▼謝金</p> <p>【県外講師】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回を限度 ・1人1日20,000円以内 <p>【県内講師】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回を限度 ・1人1日10,000円以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要項記載の期間内 ・講習会1回につき、講師は1人とする。 ・半日以内は、1/2以内を限度とする。
旅 費	講師交通費 ・ 県外講師宿泊費	<p>▼交通費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関使用の場合 鉄道、バス等の実費 ・個人車両使用の場合 24円/km <p>▼高速道路使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人車両使用の場合の高速道路使用料の実費 <p>▼宿泊費</p> <p>【県外講師】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人1泊9,800円を上限とする実費 	<ul style="list-style-type: none"> ・講師交通費の積算の起点（出発地）は自宅とする。 ・受講者の旅費については対象外とする。 ・派遣元等から旅費が支給される場合は、その額を減じた額を限度とする。 ・特急列車乗車区間が片道100km未満の特急料金及び急行列車乗車区間が片道50km未満の急行料金は対象外とする。 ・タクシー料金は対象外とする。 ・個人車両を使用した場合における行程に1km未満の端数が生じたときは端数を切り捨てる。 ・食事代が宿泊費とは別明細の場合は、宿泊施設が発行する領収書のみ認める。 ・宿泊費は原則として県外講師のみを対象とする。 ・高速道路使用料は、講師が個人車両を使用した場合に限る。
需用費	消耗品費 印刷製本費 食糧費	<p>▼消耗品費，印刷製本費，食糧費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信運搬費を含めて合計額が講習会1回あたり10,000円を上限とする実費 ・食糧費については，講師1人1食1,000円を上限とする実費 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に必要最小限の文具・用紙代等の消耗品，文書・資料の印刷製本代を対象とする ・食糧費は講師の昼食代のみを対象とする。 ・消耗品費及び印刷製本費について，補助対象とならない受講者に係る経費を含む場合には，補助対象経費の項目ごとに受講者総数に対する補助対象者の割合（この割合に小数点第3位以下の端数が生じた場合は，第3位を切り捨てる）を経費総額に乗じたものを実費として，補助金の額を算定する。

役務費	通信運搬費 (郵便料・運搬料) 傷害保険料	▼通信運搬費 ・消耗品費，印刷製本費及び食糧費を含めて合計額が講習会1回あたり10,000円を上限とする実費 ▼傷害保険料 ・講習会1回あたり，1人300円を上限とする実費	・傷害保険料は講師も対象とする。 ・傷害保険に競技団体に既に加入している場合は対象外とする。補助対象とする傷害保険は実施事業ごとに完結するものに限る。 ・資格取得に伴う受講料，登録料，認定料等は対象外とする。 ・電話代は対象外とする。 ・通信運搬費について，補助対象とならない受講者に係る経費を含む場合には，補助対象経費の項目ごとに受講者総数に対する補助対象者の割合（この割合に小数点第3位以下の端数が生じた場合は，第3位を切り捨てる）を経費総額に乗じたものを実費として，補助金の額を算定する。 ・受講料，受験料，登録料，認定料等は対象外とする。
使用料及び賃貸料	会場使用料 器具借上料	▼会場使用料，器具借上料 ・合計額が1日あたり10,000円を上限とする実費。 (講習会1回につき，日数は2日を上限)	・講習会1回につき，日数は2日を上限とする。
その他	・会長が特に必要と認めたもの。		

注1) 自家用車利用(乗り合わせ:同乗)の場合の対象者は，運転者(所有者)とする。

○甲地(下記以外の地域は乙地とする。)

地域:さいたま市，千葉市，東京都特別区，横浜市，川崎市，相模原市，名古屋市，京都市，大阪市，堺市，神戸市，広島市，福岡市

第5 会計処理

- 1 会計処理の適正を期するため，必要な帳簿を整備すること。
- 2 通帳，帳簿及び証拠書類等は随時照合すること。

第6 事業実施状況等の確認

事業の実施状況及び経費については，競技団体が提出する別表に掲げる証拠書類により，いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会事務局が確認する。

平成31年(2019年度)度第74回国民体育大会競技役員等養成事業補助金証拠書類等一覧

1 中央講習会等派遣事業

○中央講習会等の実施要項等

- ・講習会等の実施内容が記載された書類

○その他必要書類

補助対象経費		内 容	証拠書類
旅 費	受講者交通費	J R・私鉄・航空機・バス・船舶等の公共交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の発行する領収書（航空機の半券など） ・出発地から目的地までの行程表（移動手段・金額が記載されているもの） ・旅行代理店の発行する領収書 ・大会等において移送事務を担当する部局による領収書 ・受講者本人の署名・押印のある領収書
		自家用車	<ul style="list-style-type: none"> ・目的地、区間、走行距離、同乗者等が明記されている積算書及び領収書 ・出発地から目的地までの走行距離が記載されている行程表 ・高速道路等有料道路の領収書又は金額が確定した利用明細書
	受講者宿泊費	ホテル等宿泊営業施設	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の発行する領収書 ・旅行代理店の発行する領収書
		研修所・合宿所等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者又は代表者の発行する領収書 ・大会等において宿泊事務を担当する部局による領収書 ・寝具を借用した業者の発行する領収書
役務費	傷害保険料	受講者の受講期間の保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約書及び会社等の発行する領収書 ・補助対象者が保険料を入金したことが証明できる振込済証等

※ 領収書に内訳明細（金額の内訳、単価、個数、人数、年月日等）が記載されていない場合は、内訳明細が確認できる請求書等の書類を添付すること。

2 県内講習会等開催事業

○県内講習会等の実施要項等

- ・講習会等の実施内容が記載された書類

○その他必要書類

補助対象経費		内 容	証拠書類
報償費	講師謝金	県外講師謝金 県内講師謝金	講師本人の署名・押印のある領収書
旅 費	講師交通費	J R・私鉄・航空機・バス・船舶等の公共交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関の発行する領収書（航空機の半券など） ・出発地から目的地までの行程表（移動手段・金額が記載されているもの） ・旅行代理店の発行する領収書 ・大会等において移送事務を担当する部局による領収書 ・本人の署名・押印のある領収書

		自家用車	<ul style="list-style-type: none"> ・目的地，区間，走行距離，同乗者等が明記されている積算書及び領収書 ・出発地から目的地までの走行距離が記載されている行程表 ・本人の署名・押印のある領収書 ・高速道路等有料道路の領収書又は金額が確定した利用明細書
	県外講師宿泊費	ホテル等宿泊営業施設	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の発行する領収書 ・旅行代理店の発行する領収書 ・講師本人の署名・押印のある領収書
需用費	消耗品費	文具代等	購入先業者が発行する領収書及び納品書
	印刷製本費	用紙代，印刷代等	購入先業者が発行する領収書及び納品書
	食糧費	弁当（昼食）代	弁当（昼食）の購入先が発行する領収書（レシート可）
役務費	通信運搬費 (郵便料・運搬料)	郵送料，器具運搬料等	郵便局，業者等が発行する領収書
	傷害保険料	講師，受講者の受講期間の保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約書及び会社等が発行する領収書 ・補助対象者が保険料を入金したことが証明できる振込済証等
使用料 及び 賃借料	会場使用料	会場・会議室等使用料	施設等を管理する機関が発行する領収書
	器具借上料	器具借上料	施設等を管理する機関が発行する領収書

※ 領収書に内訳明細（金額の内訳，単価，個数，人数，年月日等）が記載されていない場合は，内訳明細が確認できる請求書等の書類を添付すること。